

議会運営委員会会議録

- 1 日 時 令和7年8月25日(月)
会議時間 9時57分開会 10時46分閉会
- 2 会議場所 役場3階 第1委員会室
- 3 出席議員 委員長：橋本晃明
委員：只野敏彦、田村幸紀(欠席)、川上 均、深沼達生
議長：山下清美
- 4 事務局 事務局長：大尾 智、次長兼総務係長：宇都宮 学
- 5 説明員 副町長：西田史明、総務課長：藤田哲也、行政管理係長：岩橋啓太
- 6 議 件
 - (1) 令和7年第5回町議会定例会の運営について
 - ① 予定議案(町・議会)の説明
 - ② 審議方法等について確認
 - ③ 会期日程の確認
 - ④ 陳情、請願、意見書について
 - ・ 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書
 - ⑤ その他
 - (2) その他
 - ① 模擬議会について
 - ② 質問回数について
 - ③ その他
- 7 会議内容 別紙のとおり

【開会 9 : 5 7】

(1) 令和7年第5回町議会定例会の運営について

① 予定議案(町・議会)の説明

委員長(橋本晃明)：本日の議会運営委員会を開会する。田村委員においては欠席という申し出があった。それでは今日のご意見については、(1)が令和7年第5回町議会定例会の運営についてということである。予定議案の説明等について執行側より提出予定議案の説明を受けて質疑を受けたいと思う。

副町長(西田史明)：それでは9月定例会の予定議案等について説明をさせていただく。配付している議案書をご覧ください。まず報告議案は2件を予定している。決算関連で、地方財政健全化法の規定に基づく報告となる。報告第3号として健全化判断比率の報告、報告第4号として資金不足比率の報告について、それぞれ算定表及び監査委員の意見書を添付して報告するものである。次に、令和6年度の決算認定の議案となる。認定第1号の一般会計から第6号の下水道事業会計までの6会計についてである。決算書のほかに資料として、主要政策成果表を配布させていただいている。議案51号から第54号までは、条例の一部を改正する条例の提案となる。提案の理由としては、それぞれ大元となる法律等が改正されたことによる改正となる。次に、議案第55号から58号までについては、一般会計を含む4会計の補正予算となる。慣例によって一般会計についてのみ説明をさせていただく。議案第55号、一般会計補正予算第5号について、ご説明をさせていただく。総額に3億6,552万2,000円を追加し、それぞれの総額を98億1,034万1,000円とするものである。それでは9ページをお開き願う。10款、地方特例交付金については、交付金の決定に伴い15万8,000円の追加となる。11款、地方交付税では、普通交付税の決定に伴い2億519万9,000円の追加となる。15款2項3目、民生費国庫補助金、2節、児童福祉総務費補助金291万6,000円の追加は、令和8年度に開設予定であるこども家庭センターの開設準備経費に係るものである。13節、社会福祉医療費補助金172万7,000円の追加は道内医療機関において福祉医療に係る資格情報等をマイナンバーカードにて確認できるよう福祉医療システムを改修する経費にかかるものとなっている。4目、衛生費国庫補助金92万7,000円の追加は、妊婦支援給付に係る健康管理システムを改修する経費にかかるものである。10ページへ参る。16款1項1目、民生費道負担金1,000円の追加は、過年度分低所得者保険料軽減事業負担金の確定によるものである。2項2目、民生費道補助金72万9,000円の追加は、令和8年度に開設予定であるこども家庭センターの開設準備経費に係るものである。4目、農林業費道補助金、6節、町有林整備費補助金10万5,000円の減額は、林地台帳の精度向上に活用予定の補助金が事業メニューの対象外となったことによる減額となる。11節、畜産業費補助金990万円の追加は、再生可能エネルギーの地域循環を進めることで、環境と調和のとれた持続可能な農業を実現するとともに、資金の地域外流出防止を図る計画策定に関するものとなっている。17款1項2目、利子及び配当金100万8,000円の追加は清水町森林組合出資配当の確定によるものである。11ページに参る。18款1項2目、特定寄付金12万3,000円の追加は、寄附2件によるものである。20款繰越金は、令和6年度決算確定に伴い1億4,293万9,000円の追加となる。12ページに参る。歳出の補正である。2款1項1目、一般管理費70万7,000円の追加は、町振興企画提案及び企業誘致、意見交換等に係る普通旅費となっている。3目、財産管理費400万円の追加は、町民バス老朽化に伴う代替措置に係る貸切バス借上料となる。3款1項3目、老人福祉費1,000円の追加は、過年度分低所得者保険

料軽減事業負担金の確定に伴うものである。4目、障害福祉費1,172万2,000円の追加は、自立支援給付費及び障害者医療費の過年度負担金の確定による返還金の補正となっている。13ページに参る。10目、社会福祉医療費345万4,000円の追加は、歳入側でもご説明したが、道内医療機関において、福祉医療に係る資格情報等をマイナンバーカードで確認できるように福祉医療システムを改修するものとなっている。13目、高齢者世帯等生活支援給付金費1,378万8,000円の追加は、物価高騰の影響が大きい住民税非課税世帯のうち高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯、生活保護世帯、合わせて1,300世帯へ1万円の給付を支援するものである。詳細は別添資料3ページ事業番号01番となっている。14ページに参る。2項1目、児童福祉総務費、10節需用費から17節備品購入費までの437万6,000円の追加は、歳入側でもご説明したが、令和8年度に開設予定である。こども家庭センターの開設準備に伴う経費となっている。詳細については、別添資料の4ページ、事業番号02番となっている。22節、償還金、利子及び割引料31万9,000円の追加は、過年度子どものための教育保育給付費負担金の確定による返還金の補正となっている。2目、保育施設運営費142万9,000円の追加は、過年度の子ども子育て支援交付金の確定による返還金の補正である。6目、児童療養療育支援費32万9,000円の追加は、過年度の障害者医療費負担金の確定による返還金の補正である。15ページに参る。4款1項1目、保健衛生費27節10番、国民健康保険特別会計繰出金2,674万5,000円の追加、27節12番、後期高齢者医療保険特別会計繰出金153万1,000円の減額については、それぞれ特別会計の補正予算に伴う繰出金の補正となっている。18節13番、北海道後期高齢者医療広域連合市町村負担金1,672万4,000円の追加は、負担金の確定によるものである。18節16番、帯広厚生病院運営費補助金6万円の追加は、帯広厚生病院運営費補助要綱に基づく市町村負担額の確定によるものである。16ページに参る。2目、保健予防費12節、委託料139万1,000円の追加は、歳入側でも説明したが、妊婦支援給付に係る健康管理システムの改修を行うものである。22節、償還金、利子及び割引料22万円の追加は、過年度疾病予防対策事業費等補助金の確定による返還金の補正となっている。6款1項4目、畜産業費990万円の追加は、歳入側でもご説明したが、再生可能エネルギーの地域循環を進めることで、環境と調和のとれた持続可能な農業を実現するとともに、資金の地域外流出防止を図る計画策定によるものである。17ページに参る。2項2目、町有林整備費は特定財源内訳のみの補正である。7款1項1目、商工振興費、18節、負担金、補助及び交付金236万円の追加は、7月に発行した商品券が予定よりも多数の申し込みがあったことから、発行組数を追加するものである。詳細については、別添資料5ページ、事業番号03番となっている。22節、償還金、利子及び割引料32万2,000円の追加は、過年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の確定による返還金の補正となっている。18ページに参る。8款2項1目、道路維持費146万円の追加は、道路補修用切込砂利の単価上昇と、7月1日大雨による使用量増加に伴う追加となっている。3目、道路新設改良費3万9,000円の追加は、美蔓11号道路、道路用地購入に係るものである。9款1項2目、消防団費15万3,000円の追加は、御影消防団車両の小型動力ポンプ積載台座等の修繕に関するものである。10款4項3目、文化会館費66万円の追加は、文化センターの地下タンクにおける湯面計ゲージの故障によるものである。19ページに参る。4目、図書館・郷土史料館費2万3,000円の追加は、図書購入費として1件の特定寄付を受けたことによる追加である。5項2目、体育施設費3,630万円の追加は、アイスアリーナ冷却機故障による追加となっている。令和8年度までの2か年工事で、総額9,075万円となり、令和7年度の出来高予定分として3,630万円の計上となる。残額の5,445万円は、債務負担行為を設定させていただく予定である。13款2項1目、基金費は2億3,057万1,000円の追加である。令和6年度決算余剰金と今回の補正予算調整額としての積立金の補正である。4ページへお戻り願う。第2表、債務負担行為補正の追加となる。アイスアリーナ冷却機更新事業である。歳出でもご説明したが、冷却器故障による更新工事が、令和8年度までの2か年工事となることから、債務負担行為を設定するものとなる。期間は令和8年度、限度額については5,445万円となる。5ページに参る。第3表、地方債の補正変更と

なる。高機能消防指令システム、消防救急デジタル無線機器更新事業の起債の目的を、過疎対策事業から緊急防災・減災事業に変更するものである。過疎対策事業の起債発行限度額を3億9,370万円、緊急防災・減災事業の起債発行限度額を3,790万円に変更するものである。以上、一般会計補正予算第5号の説明とさせていただきます。続いて、議案第59号、北海道市町村総合事務組合理約の変更、60号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更、61号、北海道市町村職員退職手当組合理約の変更については、それぞれの組合の規約が変更されたことによる変更となる。続いて、議案第62号である。清水町教育委員会委員の任命についてであるが、現在1期目の佐藤朱美委員について再任をたく、今回提案するものである。任期については、令和7年12月20日から4年となる。次に、議案第63号、清水町監査委員の選任についてであるが、現在の飯野代表監査委員が任期である令和7年9月30日をもって勇退されることから、後任として、清水町北1条5丁目にお住まいの佐藤秀美氏を選任するものである。任期は令和7年10月1日から4年となる。最後に、議案第64号物品の取得について、議会議決が必要な契約となる。内容としては、概ね5年で更新している両小学校のコンピューター機器の更新となる。北海道市町村備荒資金組合の資金制度を利用したものととなっている。以上、予定議案の説明とさせていただきます。

委員長：今、説明いただいたが、委員の皆さんから質疑あるか。

(「なし」という声あり)

委員長：次に、議会提出分について、事務局長から説明を受ける。

事務局長(大尾 智)：議会提出分についてご説明する。まず、所管事務調査の報告ということで、総務産業・厚生文教の両委員会からの委員会報告を予定している。それから、所管事務調査等の申し出ということで、各常任委員会、議会運営委員会から所管事務調査の申し出を行う予定である。陳情、請願、意見書等についてであるが、陳情及び請願については、現時点で提出されていない。意見書についてだが、こちらは後程協議いただきたいと思うけども、例年、国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書についてだが、例年、道議長会からの意見提出要請があるので、運用例に基づいて意見書を提出しているところだが、今回議長会からの要請がなくなった。別紙でお配りしているが、議長会からの要請がなくなったことによって運用例に基づいた意見書の提出というのができないもので、今後どのように取り扱うか、所管の総務産業常任委員会からの委員会提出という形を取っていただく等の方法による形になるかと思うので、後程ご協議いただきたいと思う。それから、議員の派遣については、清水高校の模擬議会だが、11月4日の開催を予定しているが、その前のリハーサル等ということで9月30日と10月20日に清水高校への派遣、それから10月30日に十勝町村議会議長会の議員研修会が幕別町で行われるので、そちらへの派遣ということである。以上が、議会提出分ということである。

委員長：局長からもあったが、これまで道議長会から要請があった部分については、後程どう取り扱っていくかというのを協議したいと思う。その他について、何か皆さんからあるか。

(「なし」という声あり)

②審議方法等について確認

委員長：なければ、審議方法等について確認をして参りたいと思う。決算、補正予算、一般議案は、今までと同様に本会議において審議したいと思うがよろしいか。教育委員の任

命、監査委員の選任については、通常どおり、簡易採決としてよろしいか。確認する。

(「よろしい」という声あり)

③会期日程の確認

委員長：次に、会期の日程を確認して参りたいと思う。本日、執行側においていただき説明を受けたわけだが、この日程について、特に要望があるか確認したいと思う。補正予算について、これまでもいろいろ議運等で、その他で議員より一般質問に影響がある場合があるという意見がかなり出ていて、そういうことも含めて補正予算については最終日審議としたいと思うが、どうしても早く審議・採決したいというような案件があれば、具体的な理由も説明を願いたいと思うが、特にあるか。

副町長：今回この定例会においては、最終日の決議で大丈夫である。今委員長がおっしゃられたように、場合によっては早めにやっていただきたいという要望もあるかと思うが、今回については、最終日でお願いをする。

委員長：それでは、今、執行側から特に急ぐものはないというお話があったが、町提出議案、それから、議会提出議案等について、現状でおおよその日程について、事務局より説明を願う。

事務局長：それでは、ご説明する。会期初日は、9月4日(木)午前10時より開会、議運委員長の委員長報告、それから、報告議案ということで、報告第3号と第4号、健全化判断比率等の報告を行う。その後、議会関係議案等ということで、総務産業・厚生文教の常任委員会からの所管事務調査の報告を行う。9月5日(金)から9日(火)までは休会とする。それから、9月10日(水)、11日(木)は一般質問ということである。通告者の数によって変更はあり得るかと思う。それから、12日(金)から15日(月)の祝日までは休会とする。16日(火)、17日(水)は、令和6年度一般会計以下6会計の決算審議、認定第1号から6号の審議を行う。18日(木)は決算審議の予備日ということであるけれども、2日で終了すれば18日(木)から21日(日)までは休会ということである。9月22日(月)が最終日ということで、先ほど確認したとおり、補正予算、一般会計以下4会計、55号から58号まで。それから、条例の一部改正4件、51号から54号まで4件、その他の議案として、59号から61号までの組合規約等の変更について。それから、議案64号の物品の取得について。それから、人事案件2件、62号教育委員の任命、63号監査委員の選任、それから、意見書については予定であり未定ということでご承知いただく。それから、所管事務調査の申し出、それから議員派遣ということで先ほどお話しした3件を最終日ということである。以上の日程から、9月4日から22日までの19日間を予定しているが、最終的には8月28日の一般質問通告を受けた後の次回の委員会で最終決定していただきたいと思う。以上である。

委員長：今、審議日程について説明あったが、これについて皆さん何かあるか。

(「なし」という声あり)

委員長：その他、執行側のほうからは何かあるか。

副町長：追加議案を2件予定している。1件目の中身としては名誉町民の関係で提案をさせていただきたいと考えている。補正予算もセットで出ささせていただきたいと思っている。2件目については、工事の契約議決の案件で契約変更があったので、金額が変わって

いる案件で、それも一本提案をさせていただきたいと。この2点について追加させていただきたいと思う。以上である。

委員長：これについて何か質疑はあるか。

川上委員：内容については、まだ詳細を説明できないか。今の名誉町民、補正予算と契約の変更の部分である。

総務課長（藤田哲也）：まず、名誉町民に関わる案件である。6月議会の中で一般質問の中でもやりとりが若干あったと思うが、執行側のほうとして名誉町民の審査会を開催し、諮問・答申を受けた後に、名誉町民に関わる条例として議会議決を上程するというものである。また、名誉町民の条例の中で、名誉町民に係る記章とか、それから、名誉町民に係る若干であるけども贈呈式にかかる経費、消耗品の金額であるけどそういったものが出てくる。記章については、型をとって、一応規則の中で純銀台とかいろいろ決まり事があるが、数十万の経費が実はかかるということで見積もりをとって精査をしているところである。まずは名誉町民の議決、それと、そういった贈呈式に関わる経費の補正を追加で提案させていただきたいということである。名誉町民の議決にあたって、本会議の前に全員協議会なりで、名誉町民の議決対象者についての功績等々はもちろん資料もあるけども、説明の場についても設けさせていただければと考えているところである。もう一本追加提案予定しているのは、御影西3丁目道路の工事である。既に工事議決についてはいただいているところであるが、第1工区、第2工区あるが、第2工区について、廃材等の数量が確定して、それに基づいてリサイクルできる部材とか、そういったものも一緒に工事過程の中で調査をして決定すると。その結果、リサイクルできる量が少なかったので廃材が多くなってしまったのでということで、工事金額について若干の増額のほうが必要になったということで、契約の額の変更の議案を提出させていただくというものである。以上。

議運委員長：川上委員、よろしいか。

川上委員：よろしい。

委員長：ほかのほうから何かあるか。

（「なし」という声あり）

委員長：日程等について9月4日から22日までの19日間ということで今説明を受けたが、それについてもよろしいか。

（「はい」という声あり）

委員長：事務局説明の通りの日程で進めたいと思う。それでは、今説明と質疑が終わったので、執行側には退席していただきたいと思う。休憩する

【10：28（執行側退席）】

【10：29】

④陳情、請願、意見書について

- ・国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書

委員長：再開する。それでは先ほどの部分で後程と言っていた、これまで道議長会から要請があった、「国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書」についてが、議長会から要請がなくなったということで、それに変わってわが町の町長のほうからこれについて要請があったということで、その取り扱いについて協議したいと思うが、経過説明を事務局からお願いします。

事務局長：それではお配りしている資料があると思うが、メールの文章、いつも議長会のほうから要請文が届くのだが届かないので確認等をしたところ、黄色マーキングしてあるところ見ていただくと、本会から要請はしないと、文書の送付もしないのでということであった。それを受けて町側に確認したところ、町側のほうには、道路整備促進協議会それから砂防海岸事業促進連盟のほうから依頼文が届いていて、北海道一丸となった要請をしたいので、9月議会において議決提出できるような活動を展開したいという文書が届いている。それを受けて、例年議長会からこちらに来るものであるから、こういう町長からの依頼文書等は届いていなかったが、先ほどご説明したとおり、議長会からの要請ではないということなので、運用例に基づいた意見書提出というのでできない形になるので、議長に対して町長から議決して意見書を出してほしいという要請があったと。それに基づいた上でどうするかという協議を今していただき、総務所管の委員会で協議していただくとか、そういう方針を今お決めいただければよろしいかなと思う。以上である。

委員長：今、局長から説明があったとおりであるが、今までであるとその運用例に基づいて、ほぼ自動的に道議長会からの要請については、意見書を検討するということにしていたわけであるけれども、それがなくなったということで、これをどのように取り計らっていくかということでお諮りしたいと思う。これについては、取り扱わない、或いは所管の委員会で協議するというようなことも考えられるわけだが、皆さんのお考えを伺いたいと思う。

深沼委員：これに関しては、毎年多少なりとも内容は変わりつつも、同じような形で出ている意見書案であるので、どうするかは、やはり委員会で検討してもらったほうがいいのかと思う。

委員長：今、所管の委員会で検討して意見書を出すか出さないか、どういった意見書にするかということも含めて検討すべきというご意見があったが、他に何か。

（「なし」という声あり）

議運委員長：それではこの件に関しては、総務産業常任委員会で協議するというところでよろしいか。

（「よろしい」という声あり）

委員長：では、そのように決めさせていただく。

（2）その他

①模擬議会について

委員長：その他に移りたいと思うが、まず、模擬議会の日程が固まって参ったので、これに関して、まず事務局長から説明をお願いします。

事務局長：模擬議会については、前回の委員会の中で、最終的に再度スケジュール表等を送付して確認している。今日は全員協議会の席にもう一度スケジュール表をお配りし、全員での確認協力を仰ぎたいと考えているので、よろしく願います。以上である。

委員長：スケジュール表は前回と同じということで、議運としては、全員協議会に説明し、協力を要請したい。

②質問回数について

委員長：次に、その他②の質問回数についてということである。質問というか質疑に関してだが、質問、質疑の回数については一度、議運でも議題になって、その時は結論が出ていなかったかと思う。今、質疑は同一の議題について3回までということになっているが、ただ、特に議長の許可を得たときはこの限りではないというのようになっていて、前回議運で審議していたときも、冒頭に何項目あるかを述べてから、それらについて質疑していただくということである。この項目をどういう範囲で捉えるかということによって、議論の仕方、質疑の仕方が変わってくるということで、その捉え方が各議員それぞれの解釈があって、分かりにくいという部分もあるので、その部分について、今後整理していきたいなと思っているが、今回の決算については、質問回数の制限をしないと思うが、一方、補正予算であるとか、そういったものについて、何項目あると事前に言った後で、3回が来たら次の項目に移るという形で、次の項目でまた3回という形になろうかと思う。その項目のとらえ方で、同じ項目でずっとやっているという場合もあるので、これらについて、熟議の議会というものと、あとはルールというものの間の中で、わかりやすく熟議を尽くしていくという形に持っていくのは、議会活性化の中でも必要かなとは思いますが。例えば、以前に川上委員が、公衆浴場の部分について質疑したときに、6項目したいということであったが、事業としては全部公衆浴場関係であった。であるが、質疑6回したものがすべて違う角度であったり、違う観点からの質疑だったということがあったかと思うのだが、それも項目が、例えば事務事業についてということになれば、6回ではなくて3回しかできないということになってしまうという。そういったこともあって、その項目の解釈の仕方について、各議員それぞれとらえ方が違っているというのが現状なのかなと思うので、そこも整理しながらやっていきたいと思うが、これについて、皆さんから、日頃何か持っていて何も感じなければ、そのままでもいいのであるけれども、ご意見あれば伺いたいと思う。

川上委員：どちらにせよ、今話す内容ではないと思う。活性化の中でやはりきちんと議論すべき中身だと思うので、今これは問題提起という形で押さえておいていいのかなと。それよりも、前回の補正予算で、饅頭だとかいろいろあったけども、敬老祝い金だとか、同じ質問を、複数の議員がやるのは、これは、ルール違反だと思う。同じことを聞いて答弁は当然同じことしかないから、やはりそれはきちんと整理して、重複質疑はやめるような形のをきちんとやはりルールを作らないと、本来は当たり前だが、前回それがなかったから、結局午前中で終わるような中身が3時ぐらいまでかかってしまったと。これはやはり問題かなと私は思ったのでそっちのほうが私は重要だと思う。

委員長：当人が、答弁漏れがないのに同じ質疑をするっていうのは、当然議会の進め方というか、発言の仕方としては不相当であるということはもちろん、他の議員がしていたことを繰り返し質疑するっていうのも、これもやっぱり質疑の重複になってしまうので、それについても進めていく中で、同じであるということ指摘しなければならないかと思う。ただ、それは当然のことであるが、質疑と質問がごっちゃになっているケースだとか、それから質疑の回数について、項目を変えるといえれば何十項目でもできる

のかっていう部分もあるので、それらについて、議会の活性化の中でね、議員も、昔20人いたころから、今13人であるので、人数も減っているので、回数3回では質疑しきらないということも場合によってはあるのかもしれないし、そういったことも含めて検討していくってことは必要かなと思うが、当面次の9月議会でどうやって進めていくかという部分があるかと思うが、これについては従来通りということで一応確認させてもらってよろしいか。

只野委員：私は、本当にこの1項目につき3問というのはなくしたほうがいいのではないかと考えているほうなので。運営上いろいろあって、今までのルールがそういうところだろうけども、これはもう9月議会にそれを即適用というわけにはいかないと思う。やはりいろいろこういうことを話して行って、今回はそうはならないかもしれないけれども、やはり議員が3回ではなくて、これは撤廃したほうがいいとか、もう少し多くしたほうがいいとか、いろいろな意見を出した中で、やはり次の議会には間に合わないけどもその次の議会、その次の議会という定例会のときには変えていくというような方向になればいいかなと私は思っている。

委員長：とりあえず基本的にはやはり熟議を尽くしていくということで、それを原則にしながら、繰り返しの質疑にならないように、また質疑の中で、長々と演説するとか、そういうことのないように、これは議長にお願いしていくしかないが、取り扱っていただきたいと言うことでお願いをいたしたいと思う。よろしいか。

(「はい」という声あり)

③その他

委員長：それでは、その他③になるけれども、これは皆さんにご案内という形になるけども、9月10日の日に、一般質問の傍聴で議友会の事業でその会の方が見えるということで、一般質問の傍聴が実施されるということである。またそのあとで、議員会の事業である閉会日の議員会とのパークゴルフ大会、懇親会については、本日、午後1時からの役員会の中で、日時会場等が決定されて今後、全員協議会で周知されるということになっている。よろしいか。その他皆さんのほうから、その他の意見あるか。

(「なし」という声あり)

委員長：その他について、事務局から何か漏れはないか。

事務局長：漏れはない。

委員長：それでは次回の委員会は、8月28日(木)、この日が午前中、一般質問通告の締め切り日となっているので、それを受けての議運を午後2時から開催したいと思う。よろしいか。

(「よろしい」という声あり)

委員長：それでは、本日の議会運営委員会はここまでとさせていただきます。議会運営委員会を終了する。

【閉会 10:46】